

取組事例

夜間に戸別収集を実施する 春日市の取組み

こんどう のりこ
近藤 典子

春日市 地域生活部環境課 ごみ減量担当 統括係長

1. 春日市の概要

春日市は、福岡市の南側に隣接し、福岡市中心部まで10km圏内という地理的好条件に恵まれている。東西4km、南北5.3kmのひし形に近い円形をしており、面積は14.15km²で、福岡県内で一番面積の小さな市である（図1）。

人口は11万3,225人、世帯数は4万8,782世帯（平成30年12月末現在）。人口は福岡県で5番目に多く、また人口密度は約8,000人/km²で、九州地方では沖縄県那覇市に次いで高い。平均年齢は、40.8歳となっている。



図1 春日市の位置図

2. 現在のごみ収集の概要

本市で収集するごみの種類と実施回数は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回（陶器・金属類、びん・カン、ペットボトル・白色トレイ）、粗大ごみ月1回（予約制）となっている。

収集方法について、家庭系は民間業者に委託しており、一般廃棄物収集運搬許可業者3社がエリア制で行っている。

ごみ袋は指定有料袋を導入しており、可燃ごみは1ℓあたり1円、不燃ごみは1ℓあたり0.5円（陶器・金属類は1ℓあたり1円）である。

市民のごみの排出時間は日暮れから22時までとし、収集開始時間は22時からとしている（写真1）。不燃ごみ処理施設には受入時間の制限があるため、不燃ごみを収集した後に可燃ごみを収集するという方法を取っている。収集方法は、市内全域で原則戸別収集を実施しているが、ごみ収集車の通行ができない狭隘道路については路上ステーション方式が一部残っている。

また、処理施設について、可燃ごみは平成27年度までは福岡市に委託していたが、平成28年度から福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市で構成する一部事務組合の福岡都市圏南部清掃工場で処理をしている。



写真1 夜間収集の様子

不燃ごみについては、昭和58年度から大野城市と一部事務組合の春日大野城衛生施設組合を設立し、処理を行っている。

3. 夜間収集と戸別収集の歴史

3.1 昭和30年代からの状況

春日市は、一度も直営でごみ収集業務を行ったことがなく、当初より民間業者が収集をしていた。

そのことは、春日市史や大野城市史、収集業者の社史に記載があり、昭和34年ごろからオート三輪やリヤカーで市街地を中心に、家庭から排出される生ごみを1軒1軒集金しながら収集しており、そのころから夜間収集で、収集開始時間は今よりも早い20時ごろであったとのことである。

春日市史によると、昭和38年に旧筑紫郡内4町、(現在の春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市)で筑紫清掃組合を組織し、牛頸清掃工場を建設し、戸別収集体制を確立させた。昭和30年代は市域を二分して収集業者2社に収集を委託し、市街地は夜間、その他地域は早朝の収集となっていた。

昭和45年に収集料金を個人負担から行政負担(無料)に切り替え、昭和47年には生ごみ回収を週1回から週2回に変更した。

3.2 夜間収集となった背景

昭和56年に春日市に福岡市南部清掃工場

が建設され、春日市から排出されるごみの焼却を福岡市南部清掃工場に委託することに伴い、福岡市が夜間収集で工場へ搬入していることを受け、春日市もそれにあわせることとなり、昭和62年全市域で夜間収集となった、とある。

参考までに、福岡市のホームページには、「農業者や他に職を持つ人が兼業で、農作業、本職にとりかかる前の早朝にごみの収集を行われており、それが夜間収集の前身で、モータリゼーションの幕開けの昭和32年頃から馬車から三輪車になり、闇夜でも運搬作業が可能となったこと、年々深刻化する交通渋滞を避けるなどの状況から、交通量の少ない深夜に作業することが収集運搬に最も効果的であることから夜間収集体制に移行していきました」という内容が示されている。本市も福岡市同様であったと思われる。

3.3 夜間収集の特徴

ここで、夜間収集のメリット、デメリットについて述べたい。

メリットとしては、①渋滞解消、通勤ラッシュ時間帯にごみ収集車の停車による交通渋滞を避けることや工場での一般車との混雑緩和がある。②動物被害、夜間にごみ出しをしてもらうことで朝方の活動が活発なカラス、夕方に活動が活発になる猫の被害を避けることができる。③防犯対策、夜間にごみ収集車が走ることで併せて防犯パト

ロールを行うことになり、犯罪抑止効果が期待されているところである。④環境美化、景観対策として日中にごみを見かけないという面がある。

デメリットとしては、①騒音問題、就寝中に収集車の巻き込み音や自宅前での停車時間（積み込み作業時間）が長くエンジン音がうるさい、掛け声等がうるさいという苦情がある、なるべく苦情申立者の意向に沿うよう収集業者に対応を依頼していて、住宅密集地での巻き込み回数を減らす、住宅から離れた場所で巻き込みを行う、掛け声（オーライ）は必要最低限の音量や回数にする、集音マイクを使用し対応するなど改善を図っている。②ごみの持ち去りの問題、びん・カン等資源物の持ち去りがあるが、人目がないため持っていかれやすい。③人件費のコスト高、夜間作業のための手当が必要になると思われるが、春日市はもとから夜間収集なので昼夜のコスト比較をしたことがない。④未収集物、遅出し、出し日間違い、分別間違いなどについては夜間収集に限ったことではないが、早朝カラスの被害で散乱しているという苦情は年数件程度である。

4. 不燃ごみの戸別収集に至る経緯

4.1 戸別収集の黎明期

平成21年ごろ、市内で一番高齢化率が高い地区の自治会長から収集業者に、「可燃ごみ同様に不燃ごみも戸別回収ができないか」という相談があったのが、不燃ごみの戸別収集のきっかけである。そこをモデル地区として始めようと収集業者から提案があったが、この時はまだ機が熟していなかったため実現しなかった。

しかし、それから数年後には、狭い市域で宅地化が進み、路上ステーション回収が困難になってきたこと、不燃物小屋等の集

積所近隣住民からの騒音苦情、重い袋を集積所まで高齢者が持っていくことができなくなっている高齢化率の高い地区、違反ごみの対応に苦慮している地区からは出前トーク（協働のまちづくりを目指して全35地区公民館に市長・行政幹部が年1回出向き意見交換を行う）において、たびたび不燃ごみの戸別収集の要望が出され、戸別収集の実施を行う状況になってきた。

また、不燃ごみの路上ステーション回収時は、大量のごみ袋の中から収集業者は収集時にごみ出し違反はないか確認し、違反ごみであれば警告シールを貼付、違反ごみの報告書作成、市も市民からの問合せの対応をし、収集業者の報告書を確認し、現場確認に行き戸別指導をしていたが、手間がかかっていた。

4.2 収集曜日の大幅な変更

そこで、平成28年度福岡都市圏南部工場が新たに稼働するのにあわせて、不燃ごみの戸別収集を開始することとし、平成26～27年度の2カ年で収集業者や関係各所と協議等を行い、準備を進めた（図2、3）。

不燃ごみの戸別収集を実施するにあたり収集業者が問題としていたのは、可燃ごみと不燃ごみを同一曜日に排出する地区があることである。収集に時間を要し、不燃ごみ処理施設の受入時間内に搬入できないおそれがあること、道幅の狭い地域は通行に支障をきたす可能性があること、収集車の自宅前通過が増えるため騒音苦情があるのではないか、ということであった。

しかし、可燃ごみと不燃ごみを同じ曜日に排出する地区では、可燃ごみと不燃ごみを一緒の場所に出していることがあり、不燃ごみの上に大量の可燃ごみが置かれていて取れないなど、収集が困難な場所も存在していた。これが解消できるのではないかと期待もあった。

まず、平成26年度に実施した作業は、

年度	平成26年度			平成27年度	平成28年度
時期	11月	12月	1～3月	4月1日～	4月1日～
実施事項	曜日変更実施に向けた準備期間			収集曜日変更	燃えないごみの戸別収集実施 びん・カン収集回数変更
実施内容	自治会長への周知	宅建協 会へ 説明	市民周知 管理会社への周知	(1) 曜日変更地区自治会 燃えるごみ 13地区自治会 約15,500世帯 燃えないごみ 31地区自治会 約42,000世帯 (2) 曜日変更なし地区自治会 ・塚原台地区自治会 ・泉地区自治会 ・小倉地区自治会 ・大谷地区自治会	(1) びん・カン収集回数変更 2回/月から1回/月に変更 (2) 燃えないごみの収集日程変更 第1指定曜日 びん・カン 第2指定曜日 陶器・金属類 第3指定曜日 ベッド・枕 白色トイ 第4指定曜日 粗大ごみ
	①戸別収集実施について説明 ②住民への周知協力依頼 ③未収集ごみへの対応協力依頼		(1) 市民周知 ①市報での周知 1月1日号 (お知らせ欄) 3月1日号 (大記事) 3月15日号 (折込チラシ) ②総合情報メール配信 (2) 管理会社への周知 ①各社へメール配信 ②管理会社周知用のチラシサンプルをHP掲載		

図2 不燃ごみの戸別収集実施計画(1)

年度	平成27年度							平成28年度
時期	5月	7月	9月	10月	12月	1月	2月	4月1日～
実施事項	戸別収集実施に向けた準備期間							燃えないごみの戸別収集実施 びん・カン収集回数変更 燃えないごみの収集日程変更
実施内容	自治会長への周知	不燃物小屋使用法意向調査票提出締め切り(7月24日)	自治会長へ周知用チラシ及び看板の必要枚数確認調査	チラシ等配付希望数調査票提出締め切り(10月16日)	チラシ(1月回収分)及び看板等の地区便配送(1月8日)	チラシ(2月回収分)地区便配送(1月8日)	チラシ(3月回収分)地区便配送(2月5日)	(1) びん・カン収集回数変更 2回/月から1回/月に変更 (2) 燃えないごみの収集日程変更 第1指定曜日 陶器・金属類 第2指定曜日 ベッド・枕 白色トイ 第3指定曜日 びん・カン 第4指定曜日 粗大ごみ
	①戸別収集実施について説明 ②住民への周知協力依頼 ③平成28年度以降の不燃物小屋の取り扱いについて説明 ※不燃物小屋使用法意向調査の回答依頼。		①戸別収集及び回収回数等の変更についての住民への周知協力依頼 ②回収用チラシ及び看板の配付希望数調査 ※チラシ等配付希望数調査票へ回答依頼。					

図3 不燃ごみの戸別収集実施計画(2)

- 可燃ごみと不燃ごみの同一曜日収集の重複解消
 - 隣接地区の同一曜日収集による収集作業の効率化
 - 収集曜日による収集世帯数の差をなくし、収集時間の平準化
- 等を検討し、市内の収集曜日を大きく変更した。

結果として、曜日を変更したのは35地区中31地区、可燃ごみは13地区1万5,000世帯、不燃ごみは31地区4万2,000世帯にも

及んだ。

平成26年11月からは自治会長への周知、宅建協会へ説明、市内690カ所の集合住宅の管理会社への周知を行った。市民へは市報3回、市から情報を発信できる総合情報メールにての配信、地区回覧板のチラシで数回周知した(図4)。

また、担当職員や収集業者の協力を得ながら、手分けして市内の集積所や集合住宅のごみ出し看板の曜日のシール貼り換えを行った。貼り換えのできないものには、不燃ごみの看板を作成し、無料配布を行った。

収集業者からは、可燃ごみと不燃ごみを同じ曜日に収集しなくなったことで、これまで不燃ごみ回収後に可燃ごみに紛れて後出しされていたことが解消され、可燃ごみ収集時に不燃ごみを収集する手間がなくなった。集積所の高積みや道路への

はみ出しもなく、安全に収集業務が可能になったという声もあった。

4.3 不燃ごみの収集サイクルの整理

さらに、25年度の指定ごみ袋の売り上げ状況を調査し、1世帯あたりの排出頻度の推移を分析した結果、びん・カンを月2回でなく月1回にしても市民の利便性に大きな影響を与えないことがわかり、収集業者の戸別収集への影響も少なく抑えることができるのではないかと判断した。

**平成28年4月から
燃えないごみの出し方が変わります！！**
ごみの出し方が変わりますので、注意してください！！

**燃えないごみの
戸別収集実施します！！**

その1
平成28年4月から燃えないごみは、
燃えるごみと同じところに出すことができます！

現在、燃えないごみ（陶器・金属類、ペットボトル・白色トレイ、びん・カン）は、地区の路上ステーションや不燃物小屋に出すことになっていましたが、平成28年4月から燃えるごみと同じ場所に燃えないごみも出すことができます（＝燃えないごみの戸別収集）。

【集合住宅にお住まいの方へ】
・燃えないごみ置き場がある場合は、燃えないごみ置き場に出してください。
・燃えないごみ置き場がない場合は、燃えるごみと同じ場所に出してください。

その2
陶器・金属類のごみ出し日が第1回目に変わります！
びん・カンの収集回数が2回から1回になります！

収集品目	平成28年4月から	平成28年3月31日まで
陶器・金属類	第1回目の ●●●曜日	第2回目の ●●●曜日
ペットボトル・白色トレイ	第2回目の ●●●曜日	第2回目の ●●●曜日
びん・カン	第3回目の ●●●曜日	第1回目の ●●●曜日
粗大ごみ	第4回目の ●●●曜日	第4回目の ●●●曜日

平成28年4月から、市民の皆様のニーズへの対応と燃えないごみの実態に合った収集方法に見直しします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

春日市ごみ減量推進課
●●●地区自治会

図4 不燃物の戸別収集のチラシ

今までは、2品目を収集する第2週目は、陶器・金属類を先に収集し、施設へ搬入した後、再度同じ地区でペットボトル・白色トレイを収集していた。不燃施設は搬入時間の制限があるため、不燃ごみを月1回にすることで作業効率にもつながると考えた。

そこで、27年度までは第1週目にびん・カン、第2週目に陶器・金属類、ペットボトル・白色トレイ、第3週目にびん・カン、第4週に粗大ごみであった収集サイクルを、28年度からは不燃ごみをすべて月1回収集に統一した。これにより、第1週目は陶器・金属類、第2週目はペットボトル・白色トレイ、第3週目はびん・カン、第4週目は粗大ごみの収集とした。

4.4 地区への説明、収集業者との協議

要望があった地区には、住民説明会を実施した（図5）。

**燃えないごみの収集に関する
市への要望や相談**

家の前が路上ステーションになって、嫌だな...でも、言で決めたこと...だから...我慢...我慢...
ごみ出し場所が遠いから、重たい燃えないごみは、車で集積場所まで持って行ってる...
違反ごみが道路に残っている...出した人が誰か分からないからいつまでたっても残ったまま...

戸別収集の実施で改善！！

- 重たいごみを遠くまで持ち出すことがなくなり、ごみ出し時の負担を軽減することができる。
- 燃えるごみと同じ場所にごみが出せる為、排出者がルール違反ごみに気付き、分別意識の向上につながる。
- 自宅付近が路上ステーションとなっている住民の負担を軽減することができる。

**戸別収集を実施するために・・・
市民の皆様にご協力いただきたいこと～その1～**

平成28年4月から
燃えないごみの収集日程変更！！

第1指定日	陶器・金属類（現在：びん・カン）
第2指定日	ペットボトル・白色トレイ（変更なし）
第3指定日	びん・カン（変更なし）
第4指定日	粗大ごみ（変更なし）

**戸別収集を実施するために・・・
市民の皆様にご協力いただきたいこと～その2～**

平成28年4月から
びん・カンの収集回数を2回から1回へ

★目的★
第2指定日（陶器・金属類、ペットボトル・白色トレイ）の、2品目収集を解消し、作業効率をUPする！！

びん・カンを2回から1回に減らして大丈夫なの？

図5 住民説明会の資料

戸別収集を開始するにあたり、地元自治会から要望を募り、収集業者には無理のない範囲で可能な限り、ごみ収集車の進入を依頼した。

収集業者との協議を何度も協議を行って
いるなかで、①可燃ごみと違って毎回排出
があるとは考えにくくムダな車両走行が増
え環境に悪影響があるのではないかと、②戸
別に確認しながら収集するため違反ごみの
有無にかかわらず時間はかかってしまうの
ではないかと、③ごみ収集車の巻き込み作業
を多く行うため騒音苦情が発生する可能性
がある、という不安が業者にはあった。市
も収集効率の悪化、不燃ごみの増大が懸念
材料であった。

しかし、メリットも大きい。

- 排出者責任の明確化による分別ルールの徹底
 - 個数制限の明確化による不燃ごみの減量
 - 不燃物小屋や路上ステーションで1世帯から大量に出されている例もあるが、戸別になると、そのようなことも防止される
 - 誰が出したごみか明確になるため「不分別の抑止」につながる
 - 収集回数削減による排出の抑制
- 等の予想される効果から、不燃ごみの減量推進を目指し、計画を進めていった。

4.5 市民への周知・啓発

市民への周知として、指定ごみ袋の取扱店（スーパーやコンビニ）に、「ごみ出し曜日の変更、ごみ出し場所の変更のポップ」を袋販売コーナーに設置してもらうよう依頼した。また、びん・カンを月2回から月1回に収集回数を減らした対策として、自治会での集団回収の推進、スーパーマーケット等での店頭回収の協力依頼も行った。市民と収集業者の協力のもとに不燃ごみの戸別収集を実施するというのを念頭に、市民への啓発等については考えられるあらゆることを実施した。

5. 不燃ごみ戸別収集の実施

5.1 戸別収集のスタート

平成28年4月1日金曜日、満を持して不燃ごみの戸別収集がスタートした。翌日は土曜日、未収集の苦情等があるかもしれないと担当全職員出勤して苦情対応にあたったが、苦情の電話はなかった。

4月1日に環境課ごみ減量担当に異動してきて“最初の試練”と覚悟していたが、杞憂に終わり、苦情という苦情はなく、ひと安心した。それは、収集業者3社が、収集もれの確認のため収集ルートを2度回るなど、労力を注いでいただいたおかげであった。

開始してしばらくは、ルール不徹底により混乱することも懸念された。そのため、違反の場合は、自治会の協力もいただきながら、通行に支障がない範囲で2週間その場に放置し、違反であることを周知するというルールを定め、徹底して周知を図った。

開始当初について収集業者に聞くと、「夜間のため中身が少ない不燃ごみを見落としそうになる」「月1回に減ったため排出が増えた」「戸別収集にあわせ収集ルートを見直した等不慣れなことが多く時間を費やすことが多く、歩く距離が増え身体の負担があると作業員から声もあったため、再度確認作業の徹底を図った」とのことであった。

また、市内に53カ所あった不燃物小屋については、地元自治会に今後倉庫等で活用するかどうか確認をした。「使用しない」とした29カ所については、各地区自治会での管理が行き届かなくなるため、小屋への不法投棄、老朽化に伴う小屋の倒壊の危険性を未然に防止するため、即時撤去を行った。

表1 分別後のごみの排出量の変化（平成18年度よりごみ袋の有料化）

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人口	109,790	109,333	109,200	109,045	109,426	109,442	110,283	111,045	111,663	112,452	112,762	112,777	113,042
世帯	43,378	43,415	43,528	43,629	44,098	44,446	44,981	45,405	46,050	46,859	47,384	47,793	48,327
可燃ごみ	33,093t	31,125t	31,125t	29,699t	28,737t	27,395t	27,850t	28,061t	27,825t	27,989t	26,965t	26,877t	26,414t
不燃ごみ	2,549t	2,086t	2,086t	1,907t	1,723t	1,633t	1,562t	1,615t	1,690t	1,692t	1,711t	1,801t	1,848t
ごみ全体	35,642t	33,211t	33,211t	31,606t	30,460t	29,028t	29,412t	29,676t	29,515t	29,681t	28,676t	28,678t	28,262t

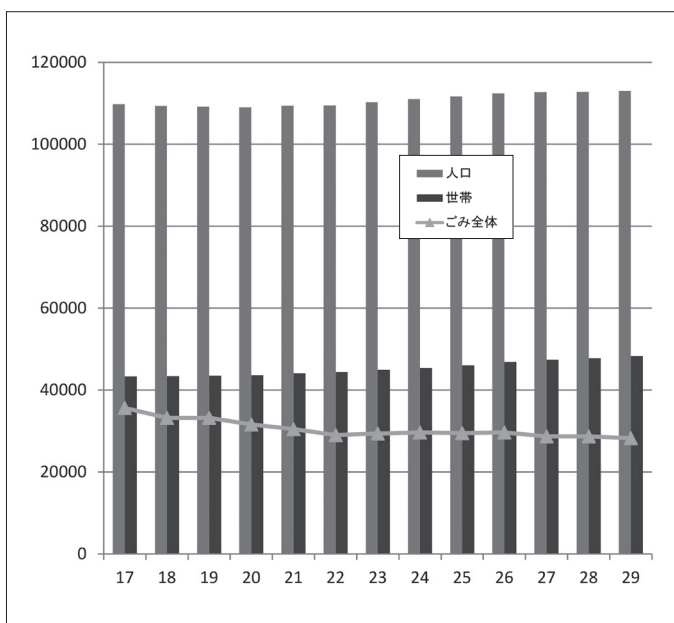


図6 ごみの排出量の推移

5.2 戸別収集による効果

平成27年度時点での路上ステーションの数は1,064カ所と不燃物小屋が53カ所あったが、平成28年度には路上ステーションは502カ所、不燃物小屋は0となった。

この効果は、違反ごみの量にはっきり表れた。不燃ごみの違反ごみについて、平成27年度は3,120kgであったのが、戸別収集を開始した平成28年度では1,690kg、平成29年度では900kgとなった。

収集業者からも、「全体的に作業時間が長くなったが、サービス低下につながる程度ではない。不適格物が減り、違反ごみシ-

ルの貼付や報告の減少につながった」と聞く。

人口や世帯数が増加傾向にあるにもかかわらず、ごみの排出量は横ばいで、分別の効果も表れている（表1、図6）。

6. 今後の課題、目指すもの

不燃ごみの戸別収集開始から3年がたったが、今現在、市域全体の戸別収集の割合がどのくらいか把握ができておらず、検証を行う必要がある。

また、一部狭隘道路には路上ステーションが残っており、現在ごみ収集車は2tで対応している収集業者もあるが、狭隘道路への戸別収集の実施を考えていくにあたり、軽トラック等での収集の検討やごみ出し支援が必要な高齢者世帯等への対応など、手をつけきれていないものがある。今後も市民と収集業者の協力を得て市民が求めるニーズに合わせたごみ収集体制づくりを目指したい。

最後に、原稿作成にあたり、現環境課職員はじめ歴代のごみ減量担当職員、大野城市環境・最終処分場対策課職員の協力、収集業者には現場作業にあたっての苦労話等を聞かせてもらい、多くの方の協力により、原稿執筆ができた。この場を借りてお礼申し上げます。